

オーテピア消防用設備点検業務 仕様書

1 目的

本業務は、新図書館等複合施設「オーテピア」に設置された消防用設備等について、関係法令・規則・条例等に基づき保守点検を実施し、その設備を常に良好な状態に維持し、不慮の事故に備えることを目的とする。

本仕様書では、甲は高知市教育委員会をいい、乙は受託者をいう。

2 概要

本業務委託は、消防法第 17 条の 3 の 3 及び同法施行規則第 31 条の 6 に基づく消防設備等の点検・報告及び消防法第 8 条の 2 の 2 第 1 項に基づく防火対象物定期点検・報告、消防法第 36 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項に基づく防災管理定期点検・報告を行うものである。

3 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 防火対象物及び防災管理対象物

オーテピア及び機械式駐車場（高知市追手筋二丁目 1 番 1 号）

用途	構造	建築面積	延床面積
16 項イ （図書館、事務所、観覧場）	S・RC・SRC 造 地上 9 階、地下 1 階	4,379.12 m ²	23,760.88 m ²

5 対象設備 別紙 1 「点検設備リスト」のとおり

※粉末消火器は 5 年に 1 度、全数交換する。令和 6 年度全数交換済、次回令和 12 年度全数交換予定。

6 一般事項

- 本業務の履行に当たっては、消防法及びこれに基づく告示等、その他関係法令を遵守するものとする。
- 本業務の従事者は、法令等による免許を有し、かつ、技術優秀で信頼及び経験のある者とする。
- 点検等により発見した不具合は、その状況、原因及びその対処方法について、甲の監督者（以下、「監督者」という。）に報告するとともに、軽微なものについては、調整、補修等を行うこと。
- 委託期間中に設備の変更が生じた場合は、甲乙で協議し、決定するものとする。
- 業務に必要な工具、消耗品等は、全て乙の負担とする。
- 本業務にあたり、乙より資料等の請求があった場合は、甲は必要に応じて提供しなければならない。

7 実施計画書

本業務の開始前に、実施体制、実施工程等を記載した実施計画書を提出し、監督者の承認を受けるものとする。なお、特別な事由により変更しようとする場合は、監督者に報告のうえ、承認を得ること。

8 点検における共通事項

- (1) 実施計画書に基づき、詳細事項は監督者と協議のうえ、実施すること。
- (2) 点検作業時は、点検に必要な場所以外は立入禁止とする。
- (3) 対象設備の設置状況等を確認し、危険な場所等には安全措置を講じること。業務の実施においては、業務関係者のみならず、第三者に対しても適切な安全措置を講じ、事故防止に努めること。また、現場作業中は、必要に応じて表示板等を設置すること。
- (4) その他設備の点検等と関連する場合は、事前協議を行い、必要に応じて点検の実施者と調整すること。また、関連設備の停止等が必要な場合は、監督者に連絡のうえ、実施すること。
- (5) 本業務において使用する電気・水道については、極力節約に努めること。
- (6) 業務期間中に設備の故障及び異常が発生したときは、即時に技術員を派遣し、点検調整を実施し、設備の機能を正常に復旧すること。なお、緊急要請により生じる技術員の派遣経費等は、別途協議する。
- (7) 甲は、天災事変、不可抗力、その他甲の責に帰さない事由によって生じた損害ならびに間接的損害についてはその責を負わない。
- (8) 業務従事者は、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

9 業務内容

◆消防用設備保守点検

消防法等の規定に基づき、別紙1「点検設備リスト」消防用設備の保守点検を実施すること。

法定点検以外の設備の点検においては、上記法令等を準用し、実施するものとする。

なお、本仕様書に記載のない事項であっても、消防設備として必要である事項は乙の負担において保守点検、調整及び各種試験測定を実施し、常に正常に動作するようにしなければならない。

<参考>

- ①「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号)
- ②「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年5月31日付消防庁告示第9号)
- ③「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成14年6月11日消防予第172号)

- ④「消防用設備等の点検に係る運用について」（平成 14 年 6 月 11 日消防予第 173 号）
- ⑤「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成 16 年消防庁告示第 10 号）

(1) 点検時期

点検は、年 2 回とする。

	点検内容	実施時期	点検日時
1 回目	機器点検	7～8 月	平日の月曜日(休館日) 9 時～17 時
2 回目	総合点検	12～1 月	

- ①自動火災報知設備の点検時は、必要以外の通報を避け、事前周知を実施すること。
- ②消防用設備等点検済表示制度に基づき、貼付対象設備に点検済票を貼付すること。
ただし、消防用設備等点検済表示制度による点検済票が使用できない事業者については、任意様式による点検済票を貼付すること。

(2) 点検者

点検者は、消防設備士又は消防設備点検資格者の有資格者とする。

(3) 点検報告に係る事項

点検完了後、速やかに点検結果報告書（業務完了報告書）を提出すること。

法令等により報告及び提出する必要があるものは、その規定による様式とし、関係監督官庁へ提出すること。ただし、提出に当たっては、事前に監督者の承認を得るものとする。

なお、必要に応じて、点検作業状況が確認できるように記録写真を撮影すること。

	点検結果報告書		部数	提出先
	届出者	宛名		
第 1 回目	乙	オーテピア 管理者	1	甲
第 2 回目	オーテピア 管理者	高知市中央消防署長	2	消防局 甲

※点検結果報告書は、平成 16 年 5 月 31 日付消防庁告示第 9 号 第 4 「点検の結果についての報告書の様式」のただし書きの規定にかかわらず、点検票を添付すること。

※第 2 回目点検終了後、消防局（中央消防署）へ提出後、消防局の受付印が押印された副本 1 部を甲へ提出するものとする。

◆防火対象物定期点検

消防法第 8 条の 2 の 2 及び第 8 条の 2 の 3 の規定に基づき、防火対象物の定期点検及びその報告を実施すること。

また、点検の結果、点検基準に適合していると認められた場合は、省令で定められた表示（以下、「点検済証」という。）を付すこと。

なお、本仕様書に記載のない事項であっても、防火対象物の点検業務等として必要である事項は乙の負担において実施することとする。

(1) 点検時期

点検は年1回とし、甲の指示がない限り、1月に実施するものとする。

(2) 点検者

点検者は、防火対象物点検資格者の有資格者とする。

(3) 点検報告に係る事項

点検完了後、速やかに点検結果報告書（業務完了報告書）を提出すること。

法令等により報告及び提出する必要があるものは、その規定による様式とし、関係監督官庁へ提出すること。ただし、提出に当たっては、事前に監督者の承認を得るものとする。

また、必要に応じて、点検作業状況が確認できるように記録写真を撮影すること。

点検結果報告書		部数	提出先
届出者	宛名		
オーテピア 管理者	高知市中央消防署長	2	消防局 甲

※消防局（中央消防署）へ提出後、消防局の受付印が押印された副本1部を甲へ提出するものとする。

◆防災管理定期点検

消防法第36条の規定に基づき、防災管理対象物の定期点検及びその報告を実施すること。

また、点検の結果、点検基準に適合していると認められた場合は、省令で定められた表示（以下、「点検済証」という。）を付すこと。

なお、本仕様書に記載のない事項であっても、防災管理点検業務等として必要である事項は乙の負担において実施することとする。

(1) 点検時期

点検は年1回とし、甲の指示がない限り、1月に実施するものとする。

(2) 点検者

点検者は、防災管理点検資格者の有資格者とする。

(3) 点検報告に係る事項

点検完了後、速やかに点検結果報告書（業務完了報告書）を提出すること。

法令等により報告及び提出する必要があるものは、その規定による様式とし、関係監督官庁へ提出すること。ただし、提出に当たっては、事前に監督者の承認を得るものとする。

また、必要に応じて、点検作業状況が確認できるように記録写真を撮影すること。

点検結果報告書		部数	提出先
届出者	宛名		
オーテピア 管理者	高知市中央消防署長	2	消防局 甲

※消防局（中央消防署）へ提出後、消防局の受付印が押印された副本1部を甲へ提出するものとする。

10 産業廃棄物の運搬・処理

本業務において発生した産業廃棄物の運搬処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関連法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

11 その他

(1) この仕様書に定めのない事項については、監督者と協議のうえ、決定するものとする。

(2) 防火・防災管理業務への協力

オーテピア防火・防災管理者が行う業務（消防計画の作成、消防訓練の実施（実施予定日：10/16、2/19）、査察への立会い等）に協力すること。

①消防訓練の実施（協力）時間は午後1時頃～午後4時頃まで
（現時点での予定であるため、時間帯の変更あり）

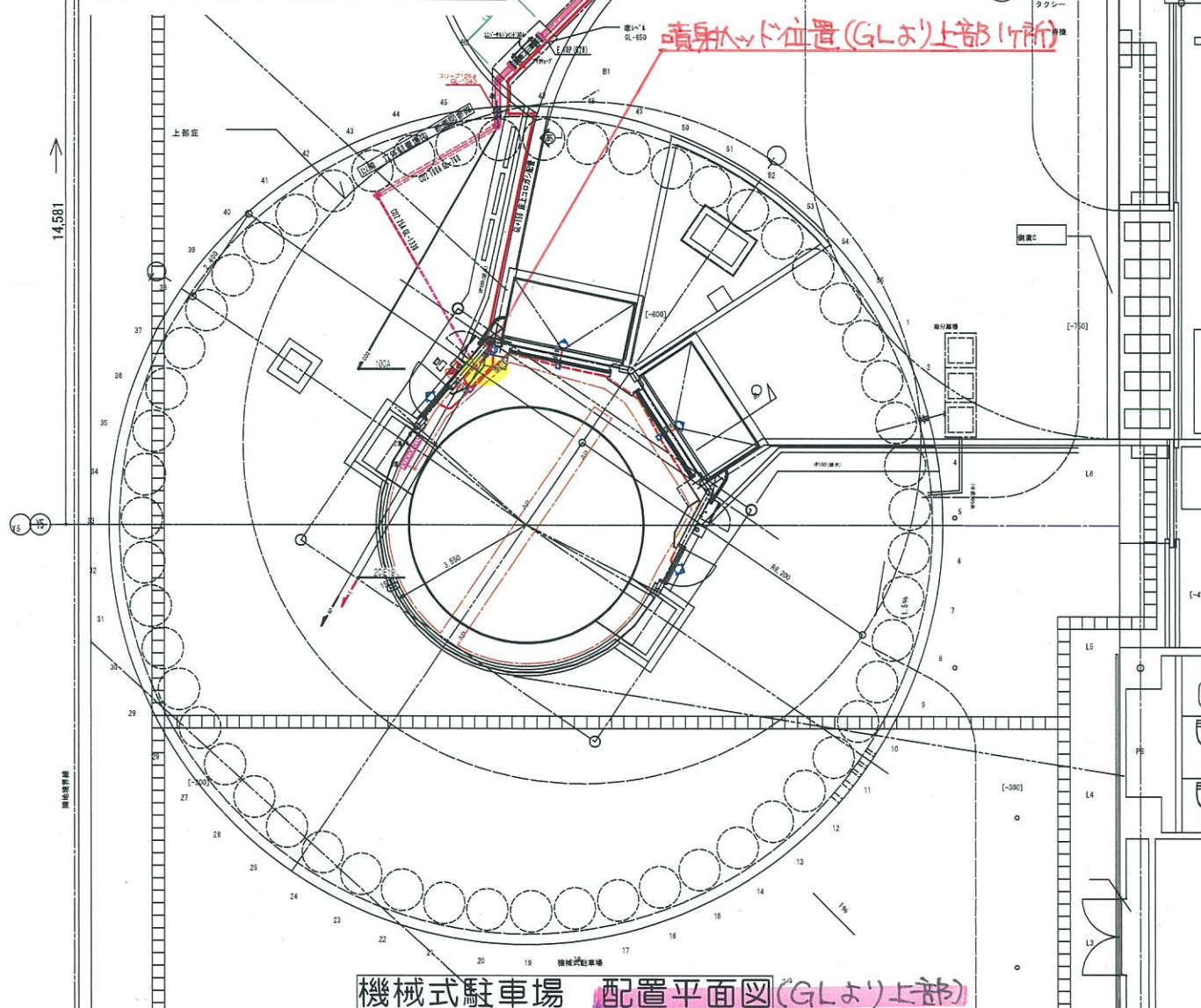
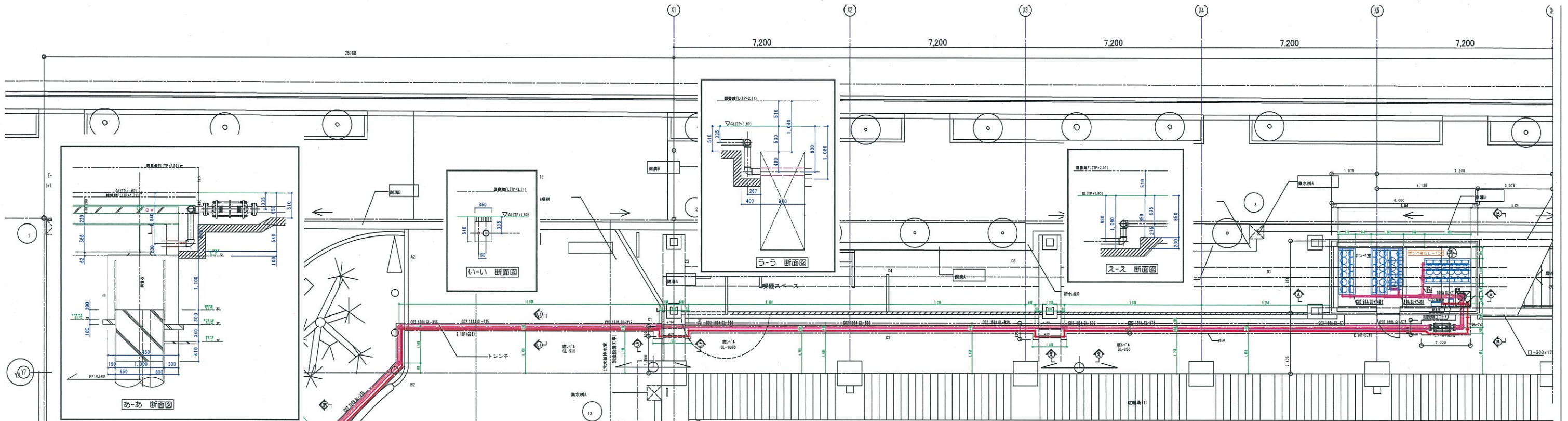
②協力内容は以下のとおり

- ・火災報知機のボタンカバーの取外し
- ・火災報知機のベルの停止
- ・火災放送の停止操作
- ・消火栓訓練の指導

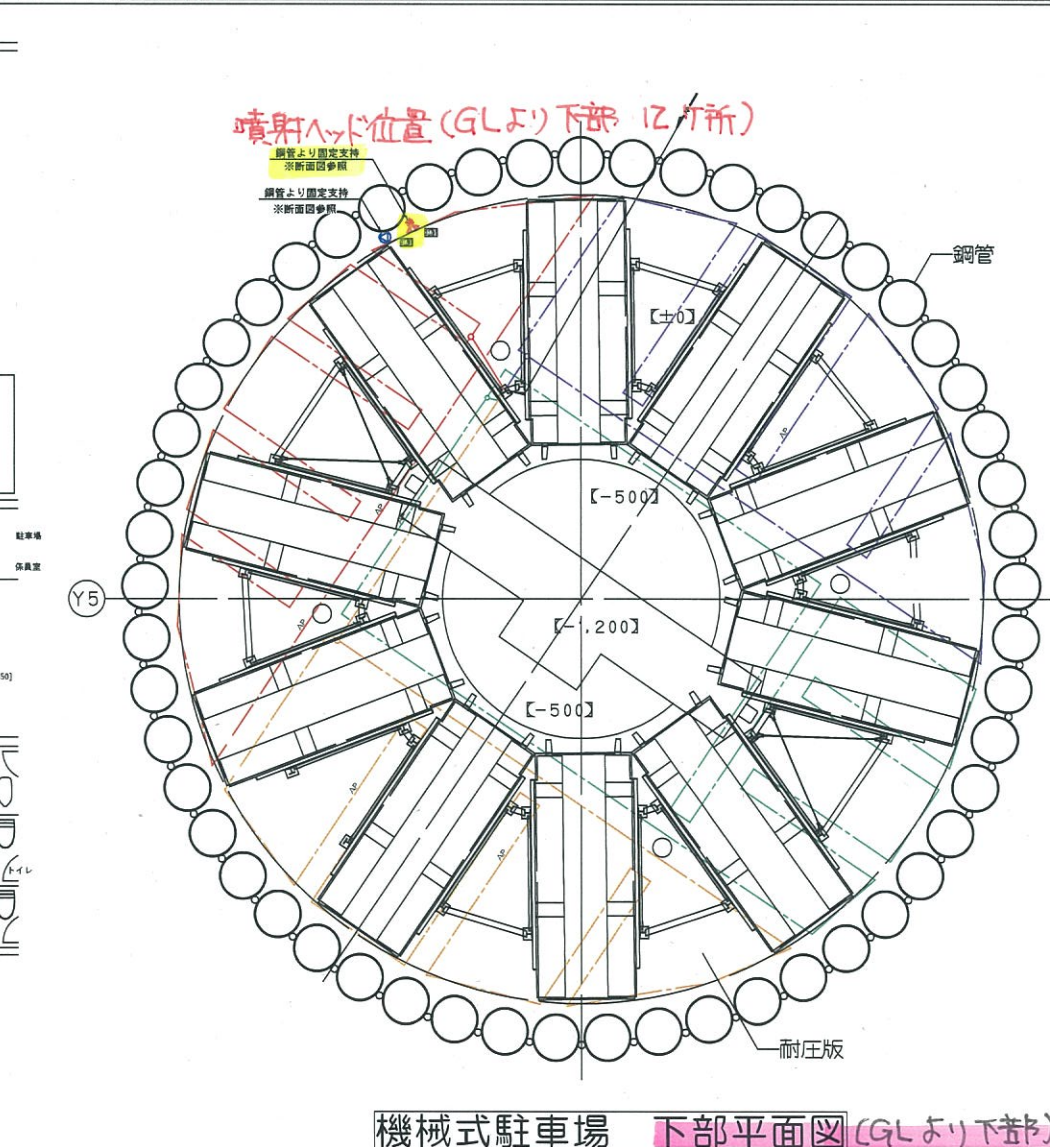
設備項目	機器名等	型式等	数量	単位	点検内容		備考
					1回目	2回目	
オーテピア建物内							
消火器設備	A B C 粉末消火器	10型 YA-10NX (建物用)	112	本	機器	機器	消 防 法
		10型 YA-10NX (オイルタンク用)	2	本	機器	機器	
		10型 PEP-10N (発電機用・燃料小出槽用)	2	本	機器	機器	
		10型 MEA10A (蓄電池用・受変電設備用)	2	本	機器	機器	
屋内消火栓設備	ポンプユニット (盤付)	65φ×300L/min×91m×11kw	1	組	機器	総合	
	消火栓	易操作性1号 (総合盤組込)	32	基	機器	総合	
		易操作性1号 (総合盤組込、専用栓弁65A併設型)	5	基	機器	総合	
スプリンクラー設備	ポンプユニット	100φ×720L/min×87m×22kw	1	台	機器	総合	
	補助加圧ポンプ	25φ×20L/min×87m×1.5kw	1	台	機器	総合	
	補給水槽	1.0m ³ (有効水槽)	1	基	機器	総合	
	スプリンクラーヘッド	72℃ 0.1MPa 80L/min (1種 r = 2.6)	882	個	機器	総合	
	自動警報弁	80A	5	台	機器	総合	
	補助散水栓	総合盤組込型・消火器BOX併設型	4	台	機器	総合	
	スプリンクラー専用送水口	双口自立型	2	台	機器	総合	
不活性ガス (窒素) 消火設備	ボンベユニット	83L/20.3m ³	22	本	機器	総合	
	制御盤	4回線, 蓄電池設備内臓型, 音声警報組込, 自手動切替付, 据置型	1	組	機器	総合	
	手動起動装置	自手動切替式	4	個	機器	総合	
	ダンパー復旧弁		4	個	機器	総合	
	噴射ヘッド		23	個	機器	総合	
感知器	光電式スポット型感知器 2種	6	個	機器	総合		
第3種移動式粉末設備	第3種移動式粉末設備	ABC粉末消化薬剤 33kg入	9	台	機器	総合	
自動火災報知設備	受信機	総合操作盤・GR型 (アナログ式・自動試験機能付) : ホーチキ	1	台	機器	総合	
	表示盤	R型副表示	7	台	機器	総合	
	発信機	P型1級	36	個	機器	総合	
	表示灯	LED 24V	49	個	機器	総合	
	感知器	差動式スポット型 熱感知器		49	個	機器	総合
		定温式スポット型 熱感知器		14	個	機器	総合
		光電式スポット型 煙感知器		285	個	機器	総合
		光電アナログ式スポット型 煙感知器		178	個	機器	総合
赤外線式スポット型感知器			2	個	機器	総合	
中継器		15	個	機器	総合		

設備項目	機器名等	型式等	数量	単位	点検内容		備考	
					1回目	2回目		
ガス漏れ火災警報設備	ガス漏れ火災警報設備		2	個	機器	総合		
非常放送設備	増幅部	40局, 60回線, 720W	1	台	機器	総合	消防法	
	非常リモコンマイク	連動一斉/20局	4		機器	総合		
	スピーカー	天井埋込スピーカ (ATT付)			174	機器		総合
		天井埋込スピーカ (3W/ATT付)			29	機器		総合
		天井埋込スピーカ (ATT無)			46	機器		総合
		壁掛スピーカ (ATT付)			79	機器		総合
		露出型天井スピーカ			96	機器		総合
		ホーン型スピーカ (10W)			2	機器		総合
	音量調節器	アッテネータ (0.5~0.6W)	42		機器	総合		
電源制御ボックス	カットリレー	9	機器	総合				
避難器具設備	救助袋	垂直式救助袋 (3階・4階・5階)	9	台	機器	総合		
誘導灯設備	誘導音付点滅形誘導灯	B級BL形, 電池内臓	23	台	機器	機器		
	誘導音付点滅形誘導灯	B級BH形, 電池内臓	11		機器	機器		
	避難口誘導灯	B級BL形, 電池内臓	32		機器	機器		
	避難口誘導灯	B級BH形, 電池内臓	33		機器	機器		
	避難口誘導灯	C級, 電池内臓	1					
	通路誘導灯	B級BL形, 電池内臓	72		機器	機器		
	通路誘導灯	B級BH形, 電池内臓	28		機器	機器		
	通路誘導灯 (床埋込型)	C級, 電池内臓	16		機器	機器		
	客席通路誘導灯	電池内臓	24		機器	機器		
	階段通路誘導灯	電池内臓	57		機器	機器		
	誘導灯信号装置	多回路用	1					
	誘導灯信号装置	1回路用	3		機器	機器		
	誘導灯用感知器		29		個	機器	機器	
連結送水管設備	消防隊専用送水口	双口自立型	2	台	機器	総合		
	消防隊専用放水口	単独 専用栓65A (屋内消火栓設備の併設は除く)	8	個	機器	総合		
自家発電設備	別途委託				機器	総合		
配線			-	-	-	総合		

設備項目	機器名等	型式等	数量	単位	点検内容		備考
					1回目	2回目	
機械式駐車場							
消火器設備	ABC粉末消火器	10型 ME10-AL (駐車場入出庫ブース)	1	本	機器	機器	消 防 法
誘導灯設備	避難口誘導灯	C級 電池内臓	2	台	機器	総合	
不活性ガス (CO ²) 消火設備	ボンベユニット	83L/20.3m ³	52	本	機器	総合	
	制御盤	4回線, 蓄電池設備内臓型, 音声警報組込, 自手動切替付, 据置型	1	面	機器	総合	
	手動起動装置	自手動切替式	1	台	機器	総合	
	ダンパー復旧弁	NN110DA16E	1	台	機器	総合	
	噴射ヘッド	25ZMT,32ZMT	13	本	機器	総合	
	感知器	地上: 定温式, 差動式スポット型感知器(FDPJ206-R,FDLJ106-DFW-75) 地下: 差動式分布型感知器(FDT113A-X,FDT213A-X)	2 4	個 個	機器 機器	総合 総合	
	スピーカー	NK-305T型	1	台	機器	総合	

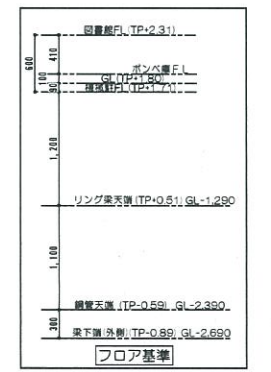


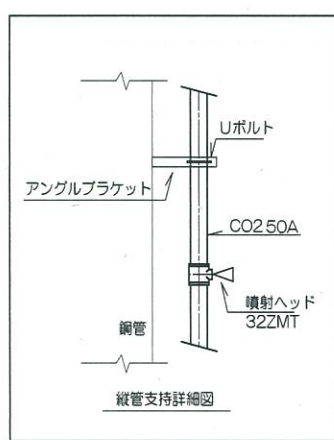
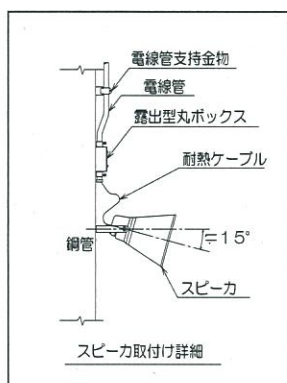
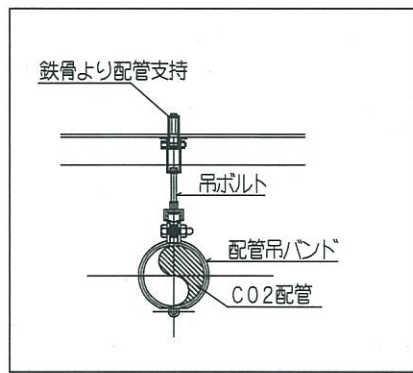
機械式駐車場 配置平面図 (GLより上部)



機械式駐車場 下部平面図 (GLより下部)

CO2消火 凡例		
記号	名称	備考
GL	55kg/82.5L二酸化炭素消火器	51本
U	扇形消火ユニット	
	1kg/2.1LCO ₂ 噴霧器 (噴霧ノズル: 圧力スイッチ: 電圧計: #4高圧ホース (20m))	
	二酸化炭素消火設備	図説品 電線管 4mm径
	電子管	
	操作盤	図説品 自動消火スイッチ付
	充電表示灯	図説品
	スピーカ	図説品
	噴射ヘッド	25.3ZNT
	差動式分布回路用通知	2.3用 (2線 3線)
AP	空気管	
	誘導管	10KG
	ダンパ復旧弁	図説品
	ピストンレリーフ	図説品
	φ4不燃弁	
	ユニバーサル	100A
	防水ブリカ	30A



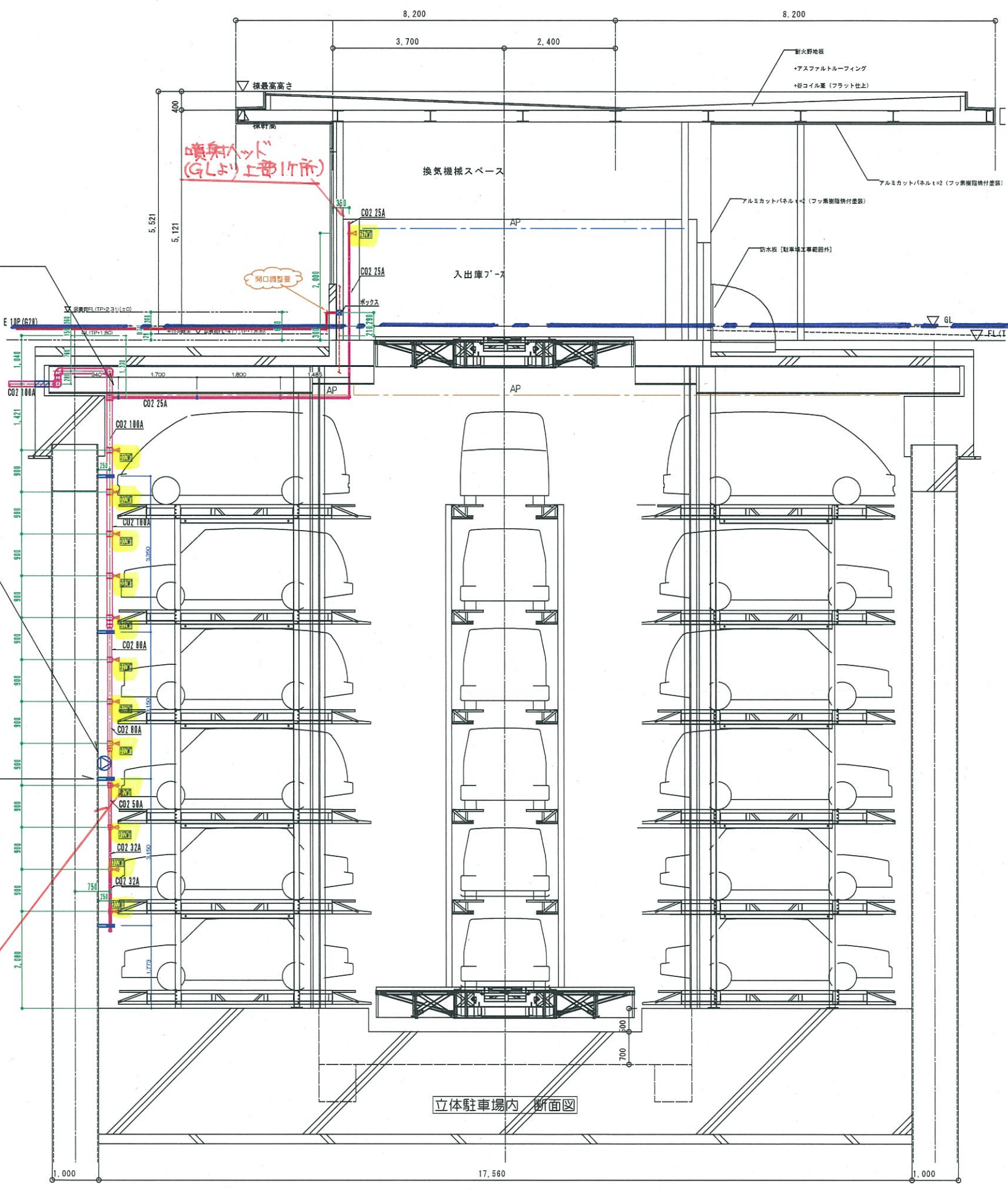


△GL

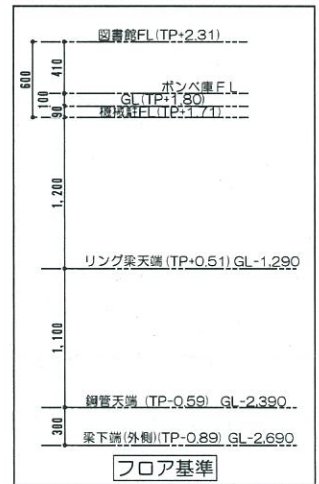
※鋼管からの配管支持は要調整

※鋼管からの配管支持は要調整

噴射ヘッド
(GLより下部2ヶ所)



CO2消火 凡例		
記号	名称	備考
GL	55kg/82.5L二酸化炭素消火器	51本
□	設置機器ユニット 1kg/2.1LCO ₂ 消火器: 警報ベルノイド: 田辺イテチ: 電子音: φ4寸耐熱止弁(樹脂)付	
□	二酸化炭素ガス制御装置	設定品 電線径4mm以内
□	電子音	設定品 電線径4mm以内
□	製作音	設定品 自動作動スイッチ付
○	充電表示灯	設定品
○	スピーカー	設定品
△	噴射ヘッド	25.32ZMT
□	差動式分布感測器	2.3用器(2組, 3組)
AP	空気管	
Ω	降圧抵抗	10KΩ
□	ダンパ兼旧弁箱	設定品
□	ピストンレリーフ	空気が通
←	φ4寸不逆弁	
□	ユニバーサル	100A
□	防水ブリカ	30A



立体駐車場内 断面図



株式会社技研製作所 一般建築士事務所
西岡 啓 郎
高知県高知市布田3948番地1 電話 086-823-1191

設計番号	0368-010	工事名称	新設高層等組合施設建設主体工事
図面名	CO2消火 施工検討図 (機械式駐車場 断面図)	種別	図次
図面番号	一般建築士事務所 274598号 建設 図	作成日	2016/08/17
一般建築士事務所 登録番号 東京都1023号	建設コンサルタント 登録番号 第21第445号	通し番号	